

# 社団法人 千葉県ビルメンテナンス協会 定 款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、社団法人千葉県ビルメンテナンス協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、次のとおり事務所を設置する。

主たる事務所

千葉市中央区登戸1丁目24番1

(目的)

第3条 この法人は、ビルメンテナンスに関する知識技術の進歩向上を図ると共に、ビルメンテナンス業の健全な育成と、一般に対する啓蒙に努め、もってビル及び一般建築物における健全で安全かつ衛生的環境条件の維持発展に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成する為に次の事業を行う。

- (1) ビルメンテナンスの知識及び技術に関する調査・研究
- (2) ビルメンテナンスに関する教育及び訓練
- (3) ビルメンテナンスに関する一般認識の普及啓蒙  
(ビルメンテナンスに関する無料相談指導を含む。)
- (4) 統計の作成、資料の収集及び情報の交換と一般公開
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会 員

第5条 この法人の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は法人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会したビルメンテナンス業に関連する業務を営む個人又は法人

(資格)

第6条 正会員になろうとする者は、千葉県内において1年以上ビルメンテナンス業を営む個人又は法人でなければならない。

2 前項の要件に適合しない者で、正会員の推薦があり、理事会が適当と認めたものについては、前項の規定にかかわらず正会員とすることができる。

(入会)

第7条 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、理事会の議決を経て会長が別に定める入会申込書を会長に提出し、総会が定める基準により、理事会の承認を得なければならない。

2 前項の承認を得た者は、総会において別に定める入会金を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、理事会の議決を経て会長が別に定める退会届を会長に提出しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、又は解散したとき。
- (3) 会費を6ヶ月以上継続して滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(除名)

第10条 会員は、次の各号の一に該当するときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。

(1) この法人の名誉をき損し、又は設立の趣旨に反する行為をしたとき。

(2) この法人に対してなした犯罪により、刑罰を科せられたとき。

2 前項第 1 号の規定により会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会費)

第 11 条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会費等の不返還)

第 12 条 既納の入会金、会費その他の拠出金は、返還しない。

### 第 3 章 役員

(種別及び選任)

第 13 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 会 長 1 名

(2) 副会長 3 名

(3) 専務理事 1 名

(4) 理 事 (会長、副会長及び専務理事を含む。以下同じ。)

15 名以上 21 名以内

(5) 監 事 3 名

2 理事及び監事は、総会において選任する。

3 会長、副会長及び専務理事は、理事会において選任する。

4 理事と監事は、相互に兼ねることができない。

5 理事に異動があったときは、2 週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を千葉県知事に届け出なければならない。

6 監事に異動があったときは遅滞なくその旨を千葉県知事に届け出なければならない。

(職務)

第 14 条 会長は、この法人を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する順序に従いその職務を行う。

3 専務理事は、法人の日常業務を処理する。

4 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 財産及び会計を監査すること。

(2) 理事の業務執行状況を監査すること。

(3) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを総会又は千葉県知事に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求し、又は、招集すること。

(任期)

第 15 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(解任)

第 16 条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において、正会員総数の3分の2以上の議決により解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、解任の議決を行う総会にお

いて、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第 17 条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前各項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が定める。

(顧問及び相談役)

第 18 条 この法人に、顧問及び相談役若干名をおくことができる。

## 第4章 総 会

(種別)

第 19 条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 20 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 21 条 総会は、この定款に別に規定するもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第 22 条 通常総会は、毎年 2 回開催する。

2 臨時総会は、この定款に別に規定するもののほか、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 23 条 総会は、この定款に別に規定するもののほか、会長が招集する。

2 会長は、前条第 2 項第 2 号又は第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面により、少なくとも開催の日の 7 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 24 条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選任する。

この場合において、議長が選出されるまでの仮議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第 25 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 26 条 総会の議決は、この定款に別に規定するもののほか、出席した正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合において、議長は正会員として議決に加わる権利を有しない。

(書面表決等)

第 27 条 やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ議案として通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前 2 条及び次条第 1 項第 2 号の規定の適用については、その正会員は、出席したものとみなす。

(議事録)

第 28 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 正会員の現在数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を附記すること。）

- (3) 審議事項及び議決事項
  - (4) 議事の経過の概要及びその結果並びに発言者の発言要旨
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選出された議事録署名人 2 人以上が、署名押印しなければならない。

## 第5章 理 事 会

(構成)

第 29 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 30 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しないこの法人の業務の執行に関する事項

(開催)

第 31 条 理事会は、次の各号の一に該当するときに開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事現在数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 32 条 理事会は、この定款に別に規定するもののほか、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第 2 号及び第 3 号に該当する場合は、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した文書をもって、少なくとも開催の日の 7 日前までに通

知しなければならない。

(議長)

第 33 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数等)

第 34 条 理事会には、第 25 条から第 25 条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「理事会」と、「正会員」とあるのは、「理事」と読み替えるものとする。

## 第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第 35 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第 36 条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決により定める。

(経費の支弁)

第 37 条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第 38 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、総会において出席した正会員の 3 分の 2 以上の議決を経て、毎会計年度開始の日の 15 日前までに千葉県知事に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とし、変更を決定した後遅滞なく千葉県知事に届け出なければならない。

(事業報告及び決算)

第 39 条 この法人の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、総会において出席した正会員の 3 分の 2 以上の議決を経て、その会計年度終了後 2 か月以内に千葉県知事に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2 週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(長期借入金)

第 40 条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において出席した正会員の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、千葉県知事の承認を得なければならない。

(義務の負担及び権利の放棄)

第 41 条 予算で定めるものを除き、この法人が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、総会において出席した正会員の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、千葉県知事の承認を得なければならない。

(会計年度)

第 42 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

## 第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 43 条 この定款は、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、千葉県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第 44 条 この法人は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで及び第 2 項の規定により解散する。

2 民法第 68 条第 2 項の規定による総会の議決により解散する場合は、正会員総数

の4分の3以上の議決を経、かつ、千葉県知事の認可を得なければならない。

(残余財産の処分)

第45条 この法人が解散のときに有する残余財産は、総会において正会員総数の4分3以上の議決を経、かつ、千葉県知事の認可を得て、この法人と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

## 第8章 支 部

(設置等)

第46条 本会は、事業執行のため、千葉、東葛、北総、南総及び京葉の各地区に支部を置くことができる。

2 支部には、支部長その他必要な職員を置き、支部長は当該支部の推薦により理事会の議決を経て、会長が指名する。

3 支部に関する規程は、理事会の議決を経て、会長が定める。

## 第9章 事 務 局

(設置等)

第47条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が定める。

(帳簿及び書類の備付け)

第48条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 定款

(2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

- (3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
- (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (8) その他の必要な帳簿及び書類

## 第10章 雑 則

(委任)

第 49 条 この定款に規定するもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が定める。

附 則 (昭和 52 年 4 月 1 日千葉県指令第 984 号)

- 1 この定款は、千葉県知事の設立の許可があった日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第 14 条第 2 項の規定にかかわらず別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、昭和 53 年 3 月 31 日までとする。
- 3 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第 20 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 2 項第 2 号並びに第 31 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 この法人の設立当初の会計年度は、第 33 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和 53 年 3 月 31 日までとする。

附 則 (昭和 57 年 3 月 15 日千葉県指令第 2171 号)

(定款の一部改正の施行期日)

- 1 改正後の定款は、千葉県知事の許可のあった日から施行する。

附 則 (昭和 63 年 8 月 12 日千葉県衛指令第 11 号)

(定款の一部改正の施行期日)

1 改正後の定款は、千葉県知事の認可のあった日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 14 条の規定による役員については、速やかに補充選挙をするものとする。

3 前項の規定により補充された役員の任期は、従前の役員と同様とする。

附 則 (平成 2 年 10 月 8 日千葉県衛指令第 18 号)

(施行期日)

1 この定款は、千葉県知事の認可のあった日から施行する。

附 則 (平成 3 年 6 月 18 日千葉県衛指令第 7 号)

(施行期日)

1 この定款は、千葉県知事の認可のあった日から施行する。

附 則 (平成 8 年 3 月 22 日千葉県衛指令第 31 号)

(施行期日)

1 この定款は、千葉県知事の認可のあった日から施行する。

附 則 (平成 13 年 3 月 6 日千葉県衛指令第 16 号)

(施行期日)

1 この定款は、千葉県知事の認可のあった日から施行する。

附 則 (平成 19 年 1 月 15 日千葉県衛指令第 14 号)

(施行期日)

- 1 この定款は、千葉県知事の認可のあった日から施行する。

附 則 (平成 19 年 3 月 5 日千葉県衛指令第 15 号)

(施行期日)

- 1 この定款は、千葉県知事の認可のあった日から施行する。

附 則 (平成 22 年 7 月 2 日千葉県衛指令第 558 号)

(施行期日)

- 1 この定款は、千葉県知事の認可のあった日から施行する。